

厚岸町議会 平成21年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成21年3月18日

午前10時01分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成21年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

議案第3号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

8ページ、第1条の歳入歳出予算について、354ページ、事項別明細書、356ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

2目退職被保険者等国民健康保険税。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金。

2目高額医療費共同事業負担金。

3目特定健康診査等負担金。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。ございませんか。

10番。

- 谷口委員 前年度比881万9,000円の減額の内容についてちょっと説明してください。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） お答えいたします。

少々お待ちください。

時間とらせて申しわけございません。平成20年度の医療改革によりまして、退職被保険者が減になりました。その結果、減額になったというものでございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 退職者被保険者の減によるということなのですが、これは、その減った理由はどういうことなんですか。保険者自体が減ってるということ……。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 退職者被保険者の条件といたしますか、これが65歳以下ということに限定されたものですから、当然、今までそれ以上の方々が減ってきたということ

でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、だけど、団塊の世代の人が年をとっているわけでしょう。それでも減るんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 今申し上げましたように、64歳以下、65は入りませんが、それ以下の年金を受けている方ということに限定されますので、それ以上の方は一般被保険者のほうに算入されていますので、人数的にはそういう方々が増えておりますけれども、退職者被保険者の中では減っているということになります。

（「わかりました、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。
進みます。

6款1項1目前期高齢者交付金。

7款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業費負担金。

2目特定健康診査等負担金。

2項道補助金、2目財政調整交付金。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金。

2目保険財政共同安定化事業交付金。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

13番。

●室崎委員 一般会計繰入金で資料をお願いしておいたんですが、この資料を見ますと、平成19年度と20年度で、大きく20年度のほうの方が下がってますね。5,500万円ぐらいですか。それで、まず、見ていくと、その年によっての上がり下がり結構あるようですけども、19年と20年だけでもいいんですけども、この変動の意味っていいですかね、この変動の示す内容ですね、それについて、まずご説明願います。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 一般会計繰入金の推移の中での変動でございますけれども、ご存じのように、繰入金、その性格としましては、国から、道からの負担金等が、この繰入金の中に入って特別会計に入れられるというものと、それから、大きくは、やっぱり歳入不足の部分をこの中で町の負担をいただくということの内容でございます。この内容につきましては、多くは、やはりその歳入不足の変動というものが大きく影響する

部分がございます。ただ、この歳入不足でございますけれども、これは単年度単年度の会計で実は処理でき得ない部分もございます。それは、ご存じのように、繰上充用というものをするときには、前年度の赤字分をかぶるわけですから、その分も繰入金として、その当該年度に繰り入れるという場合が出てまいりますので、一概に、その年度の不足分だけということではございませんが、大きくはそのような内容になるようでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、結局、歳入不足を繰上充用によって来年の予算に手をつけながら入れていく場合と、今年度のものだけでやっていく場合とがあるわけですね。そうすると、それが年次年次で切るから、繰上充用なんかをやってると、一年に二重に積み上げになったりするところが出てくると。じゃ、それをですね、ならして、いわば、歳入不足を裸にして見た場合に、このグラフはどういうふうになるのですか。大ざっぱな話でいいですよ。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 実質収支といいますか、そういう部分で申し上げますと、平成15年からのグラフにしてございますけれども、平成16年度をピークに、若干黒字側に移行しております。実は、16年度において不足分が1億5,000万円ほどありましたけれども、それを17年で繰上充用してると。それから、18年度で17年度の繰上充用が1億3,000億円。19年度におきましては、実は繰上充用は1,200万円ということになってございます。それで、19年度決算においては、繰上充用分が20年度には持ち越さなかったというような状況になってございます。したがって、今回平成20年においては、単年度歳入不足分として、前回補正予算で繰上充用7,000万円ほど補正いただきましたけれども、その分が、ちょうど不足分として、今回、一応決算ベースでいけば、その程度の収入不足でおさまるのではないかと。

繰上金の補正をいただきましたけれども、ただ……、少々お待ちください。

申しわけございません。それともう一つ、歳入不足分として入れている分だけで申し上げますと、大体8,000万円から1億円という流れの中で推移してございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 8,000万円から1億円の流れで推移してるっていうのは、上がったりがったりしながら、ほぼ横ばいということですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 先ほど言いました繰上充用はありますけれども、歳入不足と

して見てこの会計に入れてる分については、そのような状況になっております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、一般会計繰入金として数字を出してグラフをつくると、いろんな要素が入ってくるので、上がったたり下がったり、いろいろに見えるけれども、その大きな要因であり一番の問題点である歳入不足、その補てんのために一般会計から入れているのは、8,000万円から1億円といっても2,000万円も差がありますけどね、その間で上がったたり下がったりしながら、長期的に見るといって横ばいのまま来ると。上がってるわけでもなければ下がってるわけでもない、傾向としては、ということですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

一般会計と国保会計の関係で、いろいろ相関関係がございますので、私のほうからちょっと補足的な説明をさせていただきます。平成21年度におきましては、いわゆる厚労省の定める国民健康保険特別会計繰出基準に基づきまして予算書に計上の1億4,008万6,000円計上してございます。その分、国保会計で繰り入れで受けているところでございます。この議案第3号資料によりますと、平成20年度の資料でございしますが、21年度と20年度の差で恐縮でございしますが、単純に6,000万円ほど、要するに、繰出基準と実際の20年度の差がございします。この議案第3号参考資料というところの平成20年度の数字でちょっと言わせていただいておりますけども、その数字は概算では6,000万円ほどでございます。したがって、繰出基準どおり出すと、簡単に申し上げますと6,000万円ほど不足し、赤字になると。そうすると、繰上充用をせざるを得なくなってくる状態になると。したがって、18年度から繰上充用をして、いわゆる収支均衡を保ってきたところでございしますが、内実は、繰出基準どおり繰り入れをすることによって生じる差額は、単純で言いますと6,000万円ほど出てくる可能性があるというふうに21年度も考えてございます。一応、財政関係としてはその程度で止めておきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いろいろとあれなんですけどね、財政の基準やいろんなものも細かい話になってくると、大変難しい話も出てくると思うので、私でわかる程度のところの概略で今説明をしていただいたのはよくわかりますから。

それでね、私があえて言うのはね、初年度予算で一般会計繰入金として基準に基づいて繰り入れている中に、本来、国保会計の歳入不足補てんというものが一銭も入ってないわけではないんでしょう。それもある程度は見てるわけでしょう。それ以外にもいろんなものが出てくる。そして、その初年度予算、今回は1億4,000万円ですか、それで、実際には2億円ぐらいのものにならざるを得ない、そうすると、6,000万円ほどというものは、これは年度末において、これはもろ歳入不足ということになるわけですよ

ね。だから、それは繰上充用でやるなり、もし、余裕があれば、その年の補正で、一般会計からの繰り入れを増額することで穴を埋めるということになると思うんです。それはよくわかります。私が聞いているのはそういうことではなくて、その年度その年度で、国保会計っていうのは非常に苦しいわけですよ。それで、毎年相当程度の、いわば、歳入不足を生じていくことは、これはだれしもわかっていることなわけですよ、いいの悪いのではなくね、今、いいの悪いのっていう話はしませんから。それで、それが大体毎年どのぐらいの額で推移していったのか、傾向はどうなのかっていうことをお聞きしているわけです。ですから、年度当初予算でこうで、補正でこうで、そのために繰上充用やいろいろなことをしなきゃならないという話は、それは、財政上のいわば手続の問題ですので、その話は今特に聞いておりませんが、問題は、その歳入不足としての生の数字がですね、どのような推移をしていくのか、傾向にあるのかということをお聞きしてるわけです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

手元にある資料としまして、17年度からしか、ちょっと私、手元にございません。それで、17年度の繰出金 2 億3,393万6,000円、18年度、2 億2,207万9,000円、19年度、2 億6,185万4,000円、20年度、2 億752万2,000円の繰出金を、これは最終的に国保会計に繰り出しているところをございます。この数字を見る限りにおいて、繰出基準で計算されるところによる、いわゆる厚岸町としての保険事業者としての厚労省で定める基準で繰り出しをするという額が約 1 億4,000万円から5,000とか6,000とかいう数字になります。したがって、これらの差額が、当然、いわゆる資金不足ということで赤字という数字になると。それを繰上充用で解消をし、本年度、21年度の決算はどうなるかわかりませんが、この決算の状況を見て、翌年の3月までに収支の状況を見て、どの程度またその補てんをするかという計算なり試算をしなければならぬということになるかと思えます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、新年度予算で一般会計繰入金というのは、その基準に基づいたものであって、歳入不足を見込んでるわけではないということですね。それから、ちょっと引っかけたのが、19年度の、こちらのほうにいただいている資料と、今、税財政課長が読み上げたのと1,000円違うんですよ。2 億6,145万3,000円で私のほうに来てるんですよ。それは何かの関係、1,000円ですから、それはいいんですけど。わかりました、意味が。

それですね、この差額、それぞれ3月補正で出てきた、あるいは繰上充用で入ったもの、それを考えて押しなべていって、その年度に張りつけていきますとね、繰上充用を戻してというようなことになるでしょうけど、そうすると、その差額というのが、いわゆる国保会計の厳しさをあらわす歳入不足であると、そのように考えればいいわけですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。（「1,000円の差」と呼ぶ者あり）

私の資料がですね、これ、四捨五入の関係だと思います。お手元の2億6,185万3,000円が正しいところでございます。訂正させていただきます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、今後の見通しなんですが、それについては、この歳入不足の関係については、どのような見通しを持っていらっしゃいますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

私のほうからは、まず、国民健康保険税のほうで説明をさせていただきたいと思えます。ご承知のとおり、滞納繰越分につきましては毎年度60%の収納率を計上させていただいております。これは、何を隠そう、苦しいということで、実際には14.38%ぐらいの収納率にはなるんですが、税を歳入として予算上確保し、やるということで、これ、最終的に、来年の3月までに収納率がある程度決まってくるときに、幾ら税を取り入れて、それから、歳出のほうとしては、医療費等々、それから、歳入の交付金等々の増加もござえます。したがって、その辺を基本的に加味しながらいったときには、現段階で言えるところは、少なくともこの滞納繰越分で見てる税の40%分については、入る数字ではないということで、ある意味、過大な税収を見ざるを得ないということでござえますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 国保会計の見通しでございますけれども、歳入から見れば、今言いました税収の関係でございますけれども、まず一つには、国保につきましては、所得はゼロという方もいらっしゃるということの構造的な問題を抱えていることが根本にござえます。その中で、やはり歳入が飛躍的に伸びるという要素がないのであれば、やはり歳出を抑えていくというような方向性を目指さざるを得ないと。ただ、20年度に限定して言えば、制度改革がござえて、前期高齢者制度の支援金等の変化がござえましたので、ある程度は前年度比よりは少しは持ち直してくる状況にはありますけれども、ただ、先ほど言いましたような構造的な問題でござえますので、やはり歳入、歳出について考えざるを得ない。その歳出につきましては、やはりいろいろな手だてを、やはり保険者として、それから、最終的には町を挙げてというような状況になるんでしょうけれども、そういう中で、保険税の医療費の抑制に努めていかざるを得ないというふうに

考えてございます。また、さらには、そういう制度的な問題、これはやはり根本的に、国、道の支援も含めまして、制度の改革をやはり要望していく必要はあろうかというふうには考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、滞納繰越の話がちょっと出てましたけども、滞納繰越にしてもそう、それから保険税、ことしの分にしてもそう、テレビのドラマに出てくる高利貸しの取り立てのようなまねはできないんですよ。それから、この不景気で生活状況が大変で、それで払えないという人がやっぱり出てきてるわけですよ。新聞報道などでは、国保税に限らず、ベント乗り回していい暮らししながら、そういうものを一銭も払わん悪質なのがおるっていうようなことがよく出ますけども、厚岸ではそんな人は聞いたことはありませんよね。そうすると、やはり、今いみじくも課長おっしゃったように、歳入のほうで大きな飛躍をする要素はないだろうということになるので、歳出の抑制を考えなきゃなんない。そうすると、その歳出の抑制は何かというと、いろいろという言い方をおっしゃっていたんですが、医療費を抑えていくことになるわけです。でも、これも、病気になってぐあいが悪いのに、お医者さんになるべくかからないでくださいというようなことをやっても、これは無理を強いるだけでありまして、最終的には医療費の抑制につながらないんですよ。かえって、本当に悪くなってから、どうにもこうにもなくなってしまうからかかるといって、その対象になった人たちも大変であるし、最終的に医療費の抑制にもなっていない。結局は、健康な暮らしをどう保持するかという問題に落ちつくんだらうと思うんです。そこをわかっていらっしゃるから、今そういう答弁が出たんだと思うんです。それで、具体的に厚岸町はどういう施策を展開しているんですか、また、いくんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、入所の抑制につきましては、質問者おっしゃるように、病院にかかるなどということではなくて、逆に言えば、軽いうちに病院にかかって、重篤になって医療費が高額になることを抑えるということの手段であるというふうに考えてございます。当然医療費を抑えることとございますけども、一つには、やはり保険事業を充実していくことなんだらうというふうに思います。ただ、この保険事業は、特定健診、それから保健指導も始まってございますけれども、これを始めたからすぐ効果が出るというようなものではないというふうには考えてございますので、ある程度の長いスパンで計画をしていく必要があるだろうと、また実施していく必要があるだろうと。いろんな保健事業ございますけれども、総体でいけば、先ほども言いましたけれども、特定健診等、それから、町で進めております、みんなすこやかな計画、これら等をあわせた中で総合的な保健事業を展開していくことだというふうに思いますし、今現在、特定健診、保健指導始まってございますけれども、これらの反省も今行っているところでございますので、それらを、まずはできることから着実に進めていく必要があるというふう

うに今現在やっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 健康な暮らしをどう保持していくのかという立場での、厚岸町は何をどう進めていくんだというお話でございました。今の町民課長のほうから、国民健康保険の保険者としてのお話でございました。委員ご承知のように、昨年、従来基本健診そのものが受診体制が変わりまして、それぞれの医療保険者が健診事業を進めるということになりました。私ども、町民全体を対象としておりました部署としまして、とりあえずは厚岸町の国民健康保険の被保険者の方々を対象に、それから、新しく医療制度としてできました後期高齢者の健診につきましても、厚岸町の衛生部門で受けてそれを実施をし、新しい体制として保健指導が必要な方については、私どもが保健指導を行うという体制になりました。昨年度、これは補正予算の中でもご意見いただきましてお話し申し上げましたが、昨年度、初年度ということで、例えば年度内に医療保険に移動がある方、社会保険から国保に入ってくる、あるいは、国保から社会保険に移っていく、それから、年齢該当で国保から後期高齢者に移っていく方々について、すんなり年度当初から町が実施します健診日程でスムーズに受診ができないということが実は発生をいたしまして、そういう意味で、受診される方も、健診を進める我々のほうも、ちょっと戸惑いがございました。そういう意味で、受診率そのものも下がりましたし、特定健診とあわせて受診を進めておりますがん健診につきましても、実は受診率が下がったということがありました。そういう意味で、先ほど町民課長のほうからも保険者としての反省点の一つということでありましたけれども、21年度に向けて受診率を高めるためにどうするんだということが、保険者の立場、あるいは私どもの立場でも、そのことが大きな課題になっているわけでありまして。

それと、みんなすこやか厚岸21の関係でございまして、これも年齢区分ごとにですね、幼少期、それから、学校に行ってる年代層、それから、社会に出ていって、中高年になって、高齢になって、それぞれの区分の中でどういう健康づくり、健康保持をしていこうかという目標を立てて、実は計画を持っているわけでありまして、一番大事な、日常生活の中で、どう追求していくんだという部分のですね、地域や、それから高齢者団体、あるいは住民組織との連携の部分なかなか難しいという部分もございまして、一生懸命やってるぞと胸を張って言える状況ではございませんが、目指すところはそこではないのかなということで、計画の進め方の見直しも含めて、今、私どもも点検をさせていただいてるという状況でございまして。

●委員長（音喜多委員） 13番さん、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか。

進みます。

- 12款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金。
- 2目退職被保険者等延滞金。
- 3目一般被保険者加算金。
- 4目退職被保険者等加算金。
- 5目一般被保険者過料。
- 6目退職被保険者等過料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 3項雑入、1項一般被保険者第三者納付金。
- 2目退職被保険者等第三者納付金。
- 3目一般被保険者返納金。
- 4目退職被保険者等返納金。
- 5目雑入、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。
- 歳出に入ります。
- 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 2項徴税费、1目賦課徴収費。
- 3項1目運営協議会費。
- 4項1目趣旨普及費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5項1目特別対策事業費。
- 10番。

- 谷口委員 前年度より58万4,000円の減になっていますけど、歳入のほうの滞納状況を見ますと、減った分、増えた分あるんですけど、現年度より過年度の滞納繰越が若干増えているような気がするんですけども、どうしてこういう減になっていくのか、なったのか、その理由についてお聞かせください。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 減額要因でございませけれども、釧路・根室広域地方税滞納

整理機構負担金が減になったということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ですから、この58万4,000円、滞納整理機構の負担金が減っているわけでしょう。減っている理由は何でかと。例えば中標津だとか羅臼でしたか、今度入りましたよね、今まで入ってなかったのね、そういう部分での負担額が減っているのか、借り入れをしたことによって減っているのか、それともう一つ伺いたいのは、厚岸町の歳入のほうの滞納をちょっと見ますと、現年度分は減っているよう気がするんですけど、過年度滞納が増えているにもかかわらず、ここで減る、要因は何なのかということをお伺いしたいです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構でございます。国の健康保険特別会計におきましては、記載のとおり298万2,000円で、一般会計の86ページになりますが、86ページの徴税収納の下段から4段目、134万8,000円となっております。これにつきましては、一般会計は町道民税、固定資産税、軽自動車税、いわゆる租税関係を機構のほうにお願いいたします、30件ですけれども、件数にして30件、30納税者と言ったほうが適切かと思っております。国民健康保険税につきましても、ダブる方もございますが、いわゆるお願いをいたします。その比率によって、まずこの金額の差がございます。ということは、国民健康保険税のほうをなるべく多くこの機構のほうにお願いするという選定をし、毎年度、19年度からお願いしているところでございます。その算定方式は、ここが計算式がありますが、最終的には、今回の21年度につきましては、見込みで計算しております。20年度につきましては、今決算出ますので、その決算によって最終的な数字が出てまいります。基本的にはそういう割り振りをしているところでございます。

それから、収納率が滞納繰越分がふえているというところでございます。まことに申し上げづらいことでございます。機構のほうにもかなりの額をお願いしてございます。億単位のものが30人となるようお願いしております。機構のほうのやり方としては、当然、国税と同じような、いわゆる、我々で言いますと地縁血縁等がございます、親戚がいれば言いづらいこともあるとか、そういうことを抜きにして、機構としてそういうことをやるということが大前提でやっております。そういうことから、かなり強行と申しますか、その収納についての手段を構築してやっております。例を申し上げますと、インターネット競売等にも踏み込みました。当町におきましてもその例にならしまして、19年度派遣した職員が戻ってきましたので、昨今、インターネット競売を試験として指示させていただいております。しかしながら、それが即、滞納分の収納率に効果がすぐ出てくるということは期待できないというところでございます。まず、そういう物件があるかないかということ、それから、一番効果の大きいのは車なんです、乗用車なりトラックなり、車なんです、これを押さえる場合には、所有者、使用者が同一でなければ

ばできないという問題がございます。一般的に、所有者と使用者が違うものですから、それがちょっと差し押さえ等の、国税徴収にも差し押さえ等ができないというようなことで、一番、何と申しましょうか、強行というか、納めていただく強い公権力の行使についての部分で難しい部分が多いと。ただし、機構にお願いしている部分の比率としては、20%で、町の収納率の13.4%よりも約6.2ポイントほど上がっているというところでございます。答弁になったかどうかわかりませんが、そういう状況でございますのでご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ご苦労されているということは非常によくわかりました。厚岸のインターネットを見ましたら、浮き玉を何か競売にかけていたみたいでしたけれども、それがどうなったかはわかりませんが、今説明されたことはわかるんですね。それで、結果的に、昨年現年度対応を見ると、新年度のこの予算で見ると、その額は減っているというのがここに出ていますよね。ところが、過年度分の滞納は増えているわけですよ。ですから、増えたり減ったりはして、総額で医療給付費滞納繰越分だとか、こういうのは減ってますよね、総額で見ると。だけど、滞納を見ると増えているんですよ。そうすると、額は減ってるかもしれないけれども、長期のものがこの機構のほうにお願いしているものではないのかなというふうに考えていくと、それをどうやって理解すればいいのか、片方でこの長期の滞納が増えているように、この予算書を見ると見えるんですけども、機構のほうの負担金が減っていると。ですから、その減らした原因なんです。だから、一般会計との割り振りがあるんだという説明をされましたけれども、一般会計のほうに、そうすると、重心を移した、そっちをきちんと私調べませんでしたのでわかんないんですけど、そういうことでこの国保のほうが減額になったのか、どういうことかということなんです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、国民健康保険税につきましては、19年度の、私、確定後の資料でございますけれども、要するに、現年分につきましては、いわゆる滞納額として4,100万円程度、それから、滞納繰越分につきましては18年度で1億3,300万円ということで、増えているのは確かでございます。これにつきましては、委員ご承知のとおり、国民健康保険税条例等の改正によりまして、限度額等の増額等もございまして、それから、いろいろな制度の改正等がございまして、極端に申し上げますと、限度額として68万円が限度額でございます。この限度額を、今、私どものほうの68万円を、3月の9期で納めていただいております。これは、割り返しますと大体7万円ほどになります。月7万円と申し上げますと、かなりの額になります。そういうことも踏まえて、3月までということで納期を増やしたわけではございますが、その効果も顕著にあらわれてはこなかったということでございます。ですから、そういう部分で滞納額が増えている。それから、シフ

トしているのは、やはり現年をつぶすということをしなければ、やはり滞納は減らないという考え方を一貫して平成17年からやってまいりました。ただし、現年を、要するに、収納いただいて収納率を確保し、道の調整交付金、国の調整交付金のペナルティーをいただかないような措置としてやってる部分もございますけれども、まず現年をつぶして、いわゆる滞納、要するに収納率を上げるということにシフトしてございます。

ただし、そうなりますと、当然、現金のキャパというのは決まっておりますので、滞納繰越分に充当される、納められる税金は当然減ってくるということで、増加に転じているということもございます。

それと、毎年度決算審査委員会にご報告させておりますけれども、不能欠損につきましては、できるだけ、18条でしたか、時効成立をしない、いわゆる承認というものをとってですね、私はこれだけの税金の債務があるという確認を納税者の方にとっていただいて、できるだけ公平性を保つために不能欠損をしないように努力というか、そういうことを考えてございます。そういう部分で、不能欠損の額も、平成17年以降、額が落ちてございます。落ちてるということは、不能欠損する額が減ってございます。完全に不能欠損してないということなんですが、ということも含めまして、総合的に滞納分が増えてきていると。

じゃ、その対策としてどうなんだということで、機構のお話になりますが、機構につきましては、今回、釧路根室管内に全部入りましたが、今回は、入ったことによって負担金は変わりません。この減った額を、ちょっと今資料、計算式は持ってきておりませんが、国民健康保険税のほうの額、いわゆる機構へ引き継ぐ分が若干低くなりました。その分による案分率によって額が下がっているところでございますのでご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 大体内容はわかりましたけれども、今の課長の説明からすると、やはり一番の問題点は、この限度額近辺にいる世帯がどう納めることができるような状態になるかということだと思っておりますよね。限度額をはるかに超えるような収入のある人は全然問題ないけれども、限度額ぎりぎりにいる人が、やっぱり一番大変なのではないのかなということを考えると、これらに対する対策をやっぱりきちんと考えないと、ますます厳しい状況に今なっているわけですよ。そうすると、これがこの後さらに膨らまないという保証はないですよ。もう、サケマスだってほとんどやめて、サンマー本にするだとかね、そういうふうに変ってきているわけですから、今まで、ある意味、何とかできた人も、なかなか厳しい状況になっているのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、本当に国民健康保険税につきましては、町独自の税率改正等々によって、いわゆる税額等を下げない限り、この税率で言う最高額の例えば68万円という中にいる方、超過額の人数で言いますと約290人程度だったかと思いますが、そのような方々が、例えば68万円とすると、300人で計算しますと2億円ですか、2億円の方々、その辺の近辺にいる方々のいわゆる納めやすさをどうこれから考えていくか、7月に発送し、3月まで納期を延ばしたけれども、顕著な効果がないということもわかってきました。これは、何を隠そう、単純割で7万5,000円という多額の大きなお金でございます。月7万5,000円と申しますと、本当に大きいお金だろうと思えますので、その辺、今後、その納期をどうするのか、それから、例えば分納のお約束をどうするのか、その辺を十分収納担当を含めましてがっちり考えていかなければ、委員ご指摘の、滞納額は増えても減らないということが言えるのではないかというふうに、私、心に命じて頑張ってまいりたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、この目でございますか。

なければ、進みます。

2款保健給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。

2目退職被保険者等療養給付費。

3目一般被保険者療養費。

4目退職被保険者等療養費。

5目審査支払手数料。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費。

2目退職被保険者等高額療養費。

3目一般被保険者高額介護合算療養費。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費。

3項移送費、1目一般被保険者移送費。

2目退職被保険者等移送費。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金。

5項葬祭諸費、1目葬祭費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金。

2目後期高齢者関係事務費拠出金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金。

2目前期高齢者関係事務費拠出金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、2目老人保健事務費拠出金。

6款1項1目介護納付金。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金。

2目保険財政共同安定化事業拠出金。

3目その他共同事業拠出金。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金。

2目退職費被保険者等保険税還付金。

3目償還金。

11款1項1目予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 390ページから393ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 以上で支出を終わります。

次に、8ページ、第2条、歳出予算の流用。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページ、第1条の歳入歳出予算について、394ページ、事項別明細書、395ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道費分担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料。

2 項手数料、1 目下水道手数料。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

6 款諸収入、1 項1 目雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

397ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 401ページ、2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費。

405ページ、4 款公債費、1 項公債費、1 目元金。

2 目利子。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5 款1 項1 目予備費。ございませんか。

409ページから411ページまでは給与明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(音喜多委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。

13ページ、第1条の歳入歳出予算について、413ページ、事項別明細書、414ページ、歳入から進めてまいります。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金。

2 目審査支払手数料交付金。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) 3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金。

5 款繰越金、1 項1 目繰越金。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金。

2 目返納金。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) なければ、以上で歳入を終わります。

次に、416ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費。

2 目医療費支給費。

3 目審査支払手数料。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) 4 款1 項1 目予備費。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) 総体的にごございませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(音喜多委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成21年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

15ページ、第1条の歳入歳出予算について、424ページ、事項別明細書、425ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目下水道費負担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料。

2 項手数料、1 目下水道手数料。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) 6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金。

2 項雑入、1 目雑入。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道債。ございませんか。

(な し)

●委員長(音喜多委員) なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。427ページ。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費。

14番。

●竹田委員 1 目の一般管理費の下水道事務電算処理の受益者負担金システム補修点検委託料という29万4,000円、これは、町内の1件当たり幾らで、何件分になってるんでしょうか。

●委員長(音喜多委員) 休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。
水道課長。

●水道課長（常谷課長） 大変お時間をおとりしまして申しわけございませんでした。
受益者負担金システムの保守料でございますが、業者からの見積もり合わせによりまして、システムの保守一式ということで契約してございまして、対象件数593件で割り返しますと、1件当たり495円ということになります。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 受益者負担金の仕事の内容的な内容を教えてもらえますか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 下水道の供用開始区域にありますと、その建設費用の一部を受益者となる皆さんにご負担いただくということで、面積当たり330円という計算が生じます。それと、その年対象になる方、その負担金を5年間で毎年4回ずつ払っていただくということで、対象者と料金、そのケース計算といたしますか、対象者が毎年何人で、その負担金がどのくらいになると、収納されたら消し込みといたしますか、だれから幾ら納められたと、そういったものをコンピューターで処理すると、手作業ではなくてコンピューターでそういった受益者負担金の料金の会計を計算処理するというのがシステムの内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 したら、この電算処理のシステム代ってということなんだけども、打ち込みは業者がやるってということなんですか、そういうことじゃないんですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。
機器に関しては、下のほうに借上料ってございます。実際に、その処理は職員が行います。職員が処理をするためのコンピューターシステムの、上の補修料ってというのは、年間通してきちんと使えるように保守をしていただく料金ということになります。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。

進みます。

429ページ、2目管渠管理費。

3目処理場管理費。

5番。

- 中川委員　ここです、昨日、汐見川の改修事業で町長に要望させていただいたんですけども、ここでもです、町長に大きな要望をしたいと思うんですけども、よろしくお願ひいたします。

昨日でしたか、一昨日でしたか、ホマカイ川の流域保全協議会のところでです、課長からいろいろお聞きしました。そうしたら、私も以前からそうだと思ってたんですけども、厚岸の組合、我々の組合なり町が、この厚岸湖、厚岸湾の水域等々を調査というんですか、していただいているところなんですけれども、我々組合、漁組のほうもです、海のほう、町の指導も得ながら環境に当たっているわけでありまして、2月の中ころに、我々役員会の席上に、職員から、汐見川の近辺が非常に汚れていると。大腸菌、ノロウイルスの数値が非常に高いということで、組合の役員会でも議論になりまして、私も、今、手帳見ながらですけども、4日から議会が始まりまして、場合によっては、これ、議会で質問すべくです、水道課長にお会いしました。そうしたら、我々組合の常勤役員である専務、そしてまた担当部長も心配されて、来たそうです。私、何もわかりませんで来ましたので、課長からその旨をお聞きしました。そうしますと、大腸菌は、課長が言われるように、水道法で決まった数値を流してると。ところが、今私が言いました、このノロウイルスにつきましてはね、今、一年中で一番この春先、風邪がはやって、下痢ですか、そういうのがもろに処理場に入っていくと。ですから、この期間っていうのはね、非常にこの数値が高いんです。それで、何かその方法はないんですかと私お聞きしましたら、あるんですってということなんです。あつたら、ひとつそれをね、そのものが出ないようにやっていただきたい、そうやって要望しましたら、中川さん、これがね、物すごく高額なものなんです。処理場につくのが、つけるのかどうかわかりませんが、すごくね、高額に経費がかかるんです。そうですか、じゃ、私もね、こういう立場でもありますし、町長にいろいろ要望もしますけども、課長もひとつ頑張っていたきたいということで、私帰りました。それから今日まで、結構ね、今日で11日ですか、議会が日にちがたちましたけど、いろいろ考えてみますとね、だんだんだんだん私も腹立ってくるんです。皆さん笑ってますけど、我々漁民はね、海で生活してます。そして、我々役員はやっぱり、その海を管理をしてるわけですよ。その中でです、組合にそれぞれ、コンクリエで問題になってますカキやらつくらしてね、販売してるわけですね。そういうね、海にですよ、言葉は悪いですけど、たれ流しをです、されてしまったら困るわけですね。

それでです、今、課長が言いましたように、高額だけでも、そういうものが出ないような機械とか器具があるんですということをお聞きしましたので、これは町長、汐見の改修どころでないですよ。そういうものを、この厚岸湾にです、流されたら大変なんです。ですから、補正を組んででもです、私はこれ、早急にです、やっていただきたいと。それでなければですよ、私ら組合としてもですよ、

これ、汐見川に、海に流させませんよ、これ、我々。したって、大変ですもん。ですから、何ぼかかるわかりませんが、今これからも、どんどんどんどん、私も下水道のあれで準備委員でやりまして、22年に門静の駅前までの幹線できたけどもね、今これはおくれてますけど、どんどんどんどん今進んでいくわけでしょう。そういうのがちょびちょび入ってきて、そのまま海に流されたらね、我々海の守る者も大変なんですよね。だから、今、先ほど、だれだれの要望だって今私言いながら町長に言ってますけども、これ、ぜひですね、これ、今回は町長にひとつ、いついつまでにやりますっていう、本当に断言っていうのかな、言葉いただきたいなど。そうじゃなければあれですよ、そしてまた余分なことですけど、昨日ちょっと役員会ありまして、ここ中座したんですけど、これは関係ないと思うんですけどね、今、アサリに出てきたんですけどね。だから、今アサリは、これ、それはまだ無事だと思いますけどね、アサリも今、20日から船をとめようとして、昨日ちょっとかかったんですけど、これはアサリと汐見川のあれとはちょっと違うと思うんですけどね、それだけ厳しいあれなものですから、ぜひひとつここで、町長から、いついつまでつけますって言っていただけないと我々は困りますので、ひとつよろしくお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 厚岸町の環境をきちっと保持保全しなければならないというのは、この湾、湖、一大養殖漁場があるわけですから、これをきちんとなさなければならないというのは委員おっしゃるとおりで、我々も、さまざまな調査等を行ってきております。この終末処理場から下水道の終末処理場から放流される水質というのが、一定の基準があって、それらをすべてクリアしているという状況でありますけれども、ただ、その基準の中に、今ご質問者がおっしゃられるようなノロに関する基準というのがないという状況なんです。しからば、基準がないからそのまま放置していいのかということ、我々はそのように考えておりませんし、この問題に関しては、もう数年も前から、漁業協同組合の職員を通じて、何とかならないかという要請が参ってきております。

そこで、どういう方法があるのかということ調査をしました。そうすると、方法が膜ろ過方式、それから熱処理、それからもう1点はオゾン、オゾンっていうのは小さい酸素を出してやる方式、それから紫外線方式という、四つの方法が考えられるだろうと言われているんですね。ただ、これは、大量な放流水の実験結果、データ、これらがまだきちっとされているものがない、漁港漁村会という水産関係団体で出資等をされてつくられてる研究機関があるんですけども、そこでもやってるんですけども、まだ確立された手法が出てきていないという状況なんです。そういう状況なものですから、例えば施設を整備するといっても、きちんとしたその証明する材料がないがために、数億円かかるであろうと言われているそういう施設整備をするための補助金、これも当てにできないわけです。そうすると、今の厚岸町の財源の中で、幾ら大事なものであるとはいえ、数億円、数十億円、十数億円というお金を投下できるという状況にはないということなんです。ただ、このまま放置できるわけではありませんから、我々もそういうきちんとした状況把握、あるいはデータの集積、これらをしてですね、ぜひ補助採択ま

で持っていきたいということで、そのデータを今集めている最中なんですね。ですから、いつまでに何とかせいとはっきり言明して答えろと言われても、今直ちに、じゃ、来年やりますとか、再来年やりますとかいうことができる状況ではまだ、残念ながらございません。私どもとしては、そういう状況をきちっと把握して、できる限り早くそういう施設の整備をしていきたい。それから、今、そういう四つの方式を言いましたけども、それら以外にも方式があるのかないのか。それから、その施設整備にかかってランニングコスト、いわゆる維持管理費というのがどのぐらいかかるのかというようなことも検証をしてやらないと、つくりました、きれいになりましただけでは、毎年毎年とんでもないお金がかかっていきますっていうことであれば、これは継続できるものではありませんから、そういうようなことも考えて施設整備のほうに向かっていきたいと、そんなように考えております。大変申しわけありませんけれども、もう少し時間をいただいて研究をさせていただきたい、今の段階で、いつまでできるというお答えができないことをご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今の副町長言われるのもわかるんですけど、先ほど私がね、課長に3月の2日にお会いしたんですよ、その経過も話ししまして、そうしたら、高額けども、そういう機械というのか器具というのか、ありますよと私に答弁したもんですから、それだったらね、今こういう大事なあれですから、補正組んででもですよ、つけてほしいっていうことを言ったんですよね。今、副町長が言うように、まだまだ時間もかかるんだと、今、副町長が言われたように、だから、我々も一日も早く頑張るからっていうんならあれですけど、だから、物はあるんです、ちょっと高額ですけどねっていうあれなもんですからね、それなら補正組んでまですでもですね、やってもらわなきゃ、我々の漁業も困りますしということで質問させてもらったんですけど、今、副町長言われたら、何かちょっと口悪いんですけども、2年か3年かわかりませんよね、努力してもらってもね。したから、町に来たときも、課長からも組合に要望されました。あれにカキ置いてあるもんですから、わかるように、それから、産業振興課長もわかるように、南防波堤です、組合の今のカキセンターから出るやつを組合事業で試験にあそこに入れてるもんですから、それで、いろいろ私たちも心配になりまして、しかも、厚岸港がですね、それで汚れたら大変だなと思ひまして、だからさっきも言ったように、専務なり担当部長も来たと思うんですよね。だから、お二人にどんなお話をして帰したか私わかりませんが、そういう旨、近々また役員会もありますから報告しなきゃなりませんし、カキなんかもやっぱりどっかに移さなきゃならないわけですね。半年かそこらだったらそのまま我慢しなきゃなりませんけど、今の副町長の言葉でしたら、何年もかかるんでないかなっていうような気しますから、これもやっぱり、担当部長とも協議しながら、カキよりさらにですね、コンキリエでも町長が言ってるように、一生懸命コンキリエが窓口になって、日本全国にカキをね、宣伝してもらってる中にですよ、ノロがどうだこうだって、これ、大変なことだと思いますのでね、だから、私も、こうやって力入って、おとなしい私がこうなってるんですけど、何で笑ってるんですか。だからね、もう人ごと

でないんですよ、そういう話聞いたりなんかしたら。そうしたら、課長も、組合のデータのように認めてくれたっていうか、認めて、そうなんですよっていうことで、ああ、これは困ったな、これは町長に要望して施設をつくってもらわなきゃだめだっていうことで、今聞きましたら、また、山のものとも海のものともわからないということですから、我々は我々でまた対応していかなきゃらんなどと思って、今、副町長の話聞いて、頭の中、そう浮かんだんですけどね、どうしようもないっていえばどうしようもないですよ。今、何か後ろで課長が手挙げてそうですので、課長の意見もありましたらちょっと。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私のその説明で誤解をされたということで、大変申しわけなく思っております。私が申し上げたのはですね、町は決して何もしていないということではないということの意味と、対策がまるっきりないということではないという意味で、ありますというお答えをして、そのありますは、すぐにできるというものではなかったということの説明不足がございました。大変申しわけなく思います。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 何も課長が謝る必要ないんですけど、ただ、副町長も言ったように、私、その器具、ノロウイルスを出さない方法は何かないんですかっていったら、課長は、高額ですけど、物があるんですよって言ったもんですからね、したから私が言ったでしょう、したから、町長に要望して、これはなげておくことはできないと。そういうことで今、町長に要望したら、今、副町長から答弁いただきましたけども、そういうことなんですよ。何も謝ることでもないんだけど、そういう器具だか機械があります、高額だけありますってあなたが言ったから、だから私言ったでしょう、町長にも機会あったら要望しますから、あなたも頑張ってください、そして私帰ったもんですから、副町長からも答弁いただきましたからわかりましたし、我々も、あなたから要望あったように、今、副町長の言ったように、カキなんかも移さなきゃならない、それもね、あなたから要望ありましたからね、だから、その結果を見て移動させなきゃなんないなと思っていたもんですから、これから我々も、新たな要望に沿って考えたいなと思っています。わかりました。

でも、副町長ね、やっぱり今言われたように、海汚されたら大変ですので、何年かかるかわかりませんが、早いうちにですね、手を打っていただきたいな、このように思いますのでよろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） やっぱり急がなければならない大きな、大変重要な問題であるというふうに認識をしております。機械、器具があるというふうに担当課長が言ったと

いうことでありますけれども、ないことはありません。ないことはありませんけれども、例えば紫外線の装置、これで、どれだけのもの、十分かという、そうではないというふうに聞いてます。それから、オゾン式、ナノバトルという専門的な言葉を使うそうですけれども、その装置はありますけれども、それでも完璧なものではない。このウイルスは、たしか私の記憶では、80℃以上、10分加熱というものを、熱処理をすると死滅すると言われてます。ただし、そういう装置が、あの放流水全部にやるっていうことになれば、もうこれはものすごい、やってやれないことはないんでしょうけども、ものすごい熱量が必要になってくるというような状況等々もありましてね、それらも含めて、もう少し、そのいい方法があるのかないのか、それから、そういう方法が国の補助の採択で認められるのか、られないのかというようなこともあわせてですね、早急に検討をしてみたい、このように考えております。

(「わかりました」の声あり)

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

9番。

●菊池委員 ただいまの質疑の中で関連して伺いたいと思います。

以前の予算委員会で、私が、汐見川についての水質について質問しています。汐見川周辺の環境対策として、特に汐見川の調整池でありますひょうたん沼の生物、フナだとか、例えばゲンゴロウだとか、魚類、虫類が生息している調査でございます。以前に相当数おりましたが、環境の破壊により汐見川が汚染し、そしてまた、ひょうたん沼も埋め立て等によりまして濁って、生物の生息が危ぶまれた状態になっておりました。それで、近年の汐見川の整備によりまして、非常によくなってきたように思っておりましたので、それを機に、汐見川についての生物の生息調査についてどうなっているかということで質問したことがございます。これは二、三回やっております。こういう調査をすることによって、いわゆる水質の数値といいますか、そういうものの推定が出てくると思われますし、また、ただいま中川委員から質問されておりますことについても関連していくものと思われます。

それで、私の質問のやりとりを聞いて、前に室崎委員が水鳥観察館の学術奨励何とかという条例ありますけども、あのような形もやってることであるから、何かそういうような類似の調査方法があったらやってみてくれないかという、やったほうが良いという促進的な支援の意見を述べてもらったこともございます。そういうことで、1回ならまだしも、2回か3回やっておりますので、議事録にも必ず載っております。それから町がどういう動きをしたのか、あのときは、理事者側から、やってみるという回答がありましたんで、期待して待っていたところでございます。そういう中であってこういう意見が出てくるということは、まだ何もやっていないというようなことになるんでないでしょうか。我々は町民の代表として、その周辺についての水質、環境、それらについて町民に言われまして、この場において言わなければならない義務があります。そういう点でやってるわけでございますから、述べている、忠告してるわけでございますか

ら、やってるかどうか確認したいと思います。意見の回答をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 0 時00分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

9 番委員の質問に対しての答弁から始めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

私からは、放流河川の状況ということで、お手元に資料を配付させていただいております。ごらんいただきたいと思います。先ほど汐見川に関するご質問でございまして、汐見川、下水処理水の放流河川であるということから、私どもといたしまして、法的には、その河川の状況を調べる義務はございませんが、放流している河川であるということから、自前で調査を行っております。一番上が上流箇所、そして、その次が放流水の状況です。放流水の放流地点で、その基準値というのを参考に表示してございます。全窒素ですとか全リン、BOD、大腸菌数、残留塩素、その次が、桜橋箇所、それから水産高校前ということで、4 地点で調査を行っております。平成11年から19年度までの数値が記載してございますが、いずれも基準値以下ということで、河川には影響を与えてないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 ただいま放流河川の状況につきまして、年間の平均値、数値について五つの基準をクリアしているということでございます。測定項目から追っていきますと、河川の必要事項を最低限基準を確保しているということについてはわかりました。あと、次に、生息している魚類、虫類などの調査捕獲を計画していただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） ちょっと休憩します。

午後 1 時03分休憩

午後 1 時04分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 汐見川の魚類の生息調査ということで、平成18年度の折に菊池議員のほうから、以前に、そういった生息調査をやる、検討するというので、どうなっているのかといったご意見をまた18年度にいただいた次第でございます。このひょうたん沼でございますけども、平成8年から13年度につくってございまして、環境に優しく、コンクリート等を使わないで、ふとん籠、こういったものを使いながら整備をしてきた経緯がございます。18年度の折、菊池委員のほうからご意見をいただいた際、水道課、それから産業振興課、それと環境政策課、その中で協議をいたしまして、どのようにしていくのかといったことを協議を進めた段階でございます。そうした中では、今お手元に配付させていただきました水質データ、こういったものの経過がございまして、それから、まず、上流側のほうについても、今、汐見川の整備を進めているところでございます。それと、今後、翔洋高校前のところも今出てきているところでございますけれども、まだその折では、上流側の汐見川の整備を進めているところであると、そうしたところもありますので、今段階では、まずこの水質調査、こうしたデータを見ていく必要があるだろうと。汐見川のある程度上流の整備が済んだ段階で、その段階では、後に生息調査、こういったものが必要となってくるだろうというふうに判断してございますので、今のところは、こちらの水質調査の傾向をまず見ていこうということで進めているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番、いいですか。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、この目でございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

4目普及促進費。

2項下水道事業費、1項公共下水道事業費。

437ページ。

10番。

●谷口委員 2項1目ね。今回資料をお示しをいただいているんですけど、この事業をやると、今回、斜線部分はすべて、斜線と黒く塗られた部分は下水道が設置されて、管は布設されるというふうに理解していいんですか。

それともう一つお伺いしたいんですけど、次年度以降の事業はどちらを計画しているのかなということで、港北地区で言いますと、白浜のほうの道路沿い、国道沿いがまだ未設置ですけどね、それと、いわゆる旭厚家具センターの向こう、それから、糸魚沢のほうに向かっての国道沿いの一部、これらが未設置になるのかなというふうに思うんで

すけれど、あと湖南のほうはどういうふうになってるのかな、これを見ると、奔渡町の奥のほうはまだ残るのかなというふうに思うんですけども、その辺について説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

1点のご質問、ご質問者おっしゃるとおり、斜線部分と黒塗りの部分、つまり、斜線部分は20年度まで共用開始区域、黒塗りが21年度に共用開始区域ということで、いわゆる下水道管が整備される区域でございます。

2点目でございます。その後でございますが、太田南方面、それから白浜方面、それからもう一つ糸魚沢方面、いずれもこの囲った部分が現在の認可を受けてる事業認可の区域でございます、それが22年度までということで、実は今年度、そのさらに次の事業認可を受けるための認可申請事務、それとあわせて、この後、いろんな面で社会環境の変化がございます。それを踏まえて、この後の、将来、下水道整備、どのようにあるべきかということを含めて、下水道中期ビジョン、中長期のビジョンというものを策定するべくですね、予算に計上させていただいております。ですから、具体的に次はどこということは、その計画の中で検討してまいりたいと考えております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的に、22年度までというふうに言っても、大体新年度で事業は完了しちゃうんですか、この今言われた枠内というか。そうはいつでも、まだ抜けている部分はあるんですか。だから、今年度やる事業と来年度しなければならないのがあるのであれば、その地域はどこなんですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今年度、さらにまだ22年度残ってる部分と申しますか、具体的にどの場所ということは今お答えできませんが、地図で言うと、この範囲の中で、白くなってる部分がございます。ですから、大まかなこの区域の中でも、まだ斜線等で塗られてない、白くなってる部分が残ってるということでございまして、その辺に、もちろん、全然住宅等がない部分もございまして、そういった部分は除きまして、住宅等がある部分を22年度では実施しなければならないというふうには考えてございます。

それとですね、この下水道事業、汚水、いわゆるトイレ、生活排水のみでなく、雨水対策と言いまして、市街地、いわゆる下水道区域内の雨水を排除するというところで、道路冠水ですとか住宅の浸水を防ぐという事業もございまして、ですから、そちらのほうも実施してまいらなければなりませんので、それらも含めて、まだ22年度までということ

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 例えば、この資料を見ますと、宮園町営住宅はこれに入ってませんね。これはどうしていくのか。それから、いわゆる踏切の上のお寺なんかがある部分ありますよね、そこは今回、この国道横断の污水管の新設工事ではないのかなというふうに思いますけれど、このあたりはどうするのか。それから、港の市場周辺、水産加工場含めて、これらは今後どういうふうにしていくのか、そのあたりと、あと若竹に若干残ってるな、市街地で言えば、こうやって見ますと、そうですね、このあたりがどうなっていくのかなということ、これらは全部区域内ではないのかなというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず1点目の、宮園公住、これにつきましては、建設課とご相談の区域の中に取り入れてまいりたいと考えております。

それから、お寺のお話につきましては、図面の④番、宮園地区、国道44号お寺下污水管新設工事でそれらはクリアされるものでございます。

それから、港町、市場付近ですね、これは22年度に予定してございます。

それから、若竹町の岸壁に向かってのお話かと思いますが、こちらは下水道区域外でございまして。まだ認可がとられてない部分でございまして、22年度までにはまだ予定されてない部分でございまして。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、町営住宅については建設課のほうの計画次第ということですね。それと、宮園地区の国道44号お寺下ってというのは、この事業をやると、それぞれあそこにあるお寺は布設することが、つなぐことができるというふうになると。港町の岸壁付近はわかりました。若竹町のね、あそこ、漁組の昆布倉庫か何かあるあたりですよ、この図面からするとね。あのあたりは住宅はなかったのでしょうか、全然。それでも入れていないのかな。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

1点目の宮園公住のお話と、それから2点目のお寺のお話、質問者おっしゃるとおりでございまして。

さらには、若竹のお話でございまして、22年度までの認可区域の中には入ってございませんが、これにつきましては、次年度の認可計画の中で検討してまいりたいと考えて

おります。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうから、公営住宅の宮園団地の下水道の接続の件でございますけれども、ここの区域がなぜ外れてるかといいますと、当時、この宮園団地が建設されて、まだ浄化槽ついて間もない時代でございまして、耐用年数が十分残ってございました。そのときに、下水道の網をかぶせて水洗化を3年以内につなぐとかそういったことになりますと、浄化槽自体が不要になってしまうと、それは補助金の返還といったことも出てまいりまして、耐用年数がやはりある程度過ぎるまでは、切り替えというのはちょっと難しいといったことがございまして、区域から外していたということでございます。もう、来年、区域が外れて、耐用年数も今過ぎてまいりますので、その辺は北海道のほうとも今、がっちり取り組みたいという方向の中で協議を進めてきてるところでございます。

（「わかりました、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

進みます。

3款公債費、1項公債費、1目元金。

2目利子。

4款予備費、1項1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、441ページから443ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、15ページの第2条、債務負担行為について。

17ページ、第2表、債務負担行為と、444ページの債務負担行為に関する調書。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、次に、15ページの第3条、地方債について。

18ページの第3章、地方債と445ページ、地方債に関する調書について、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

19ページ、第1条の歳入歳出予算について、446ページ、事項別明細書、448ページ、歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目地域支援事業負担金。

10番。

- 谷口委員 現在、この配食サービスは、どのくらいの人が受けているんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

配食サービスの利用ですが、登録されてる方は約10名いらっしゃるんですが、実際に利用されてる方、年度当初の4月段階で5人いらっしゃいまして、7月段階、8月段階で7人というふうに伸びていたんですが、今現在、4名の方の利用でございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 この配食サービスを受けることができる人は、どういう人が対象なんですか。

- 委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 配食サービス事業でございますが、条例の規定に基づく事業でございます。条例の名前は、厚岸町介護予防生活支援事業条例というところで規定をさせていただいております。介護予防、生活支援事業の中に配食サービス事業とい

うものを位置づけておりまして、事業の対象者でございますが、高齢者等の単身世帯、世帯の構成員すべてが高齢者等である世帯、その他これに準ずる者と認められる世帯の高齢者等であって、老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な方を対象としているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、在宅介護だとか在宅治療だとか、医療制度も介護制度も、だんだん改悪されてきている感じで、施設に入りたくても入れない、病院にいたくても病院から出されてしまう、そういう中で、結構、在宅で体が不自由になっていたり、あるいは、痴呆が出ていたりする人がたくさんいると思うんですよね。その中で、やはり若いご夫婦がいたとしても、昼間はお年寄りだけが残ってしまおうと。そうすると、そういう中で、ガスだとか調理器だとか、そういうことをきちんと操作することができなかつたり、あるいは、ガスの火をつけて消し忘れて、鍋が黒くなってから発見するというようなこともたびたび私も聞いているんですけれども、そういう家庭のお年寄りたちに、このサービス事業は利用できるのかできないか教えていただきたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） サービス利用に当たりましては、基本的に、介護予防でありますと、保健福祉課が窓口になっております地域包括支援センターが日常生活支援のためのサービスプランをつくります。それから、要介護者の部分につきましては、居宅支援の事業所、いわゆるケアマネジャーの方が生活支援のためのプランをつくります。利用者とのやりとりの中で、今出ております配食サービスを私は使いたいということでのプランづくりがされてという経過の中では、利用する対象者になり得るということになってまいります。かつて、もっと利用者は多かったわけではありますが、端的に申し上げますと、思ったよりも好みに合わないという事情も含めてですね、利用が減ってまいりました。今現在、私ども主体に置いておりますのは、いわゆる食事がとれなくて栄養健康上問題が出るぞという方なんかも含めてですね、ここはきちっと食事をしていただくということが大事になってまいりますので、そういったプランづくりの中で支援をしていくということになりますし、通常、デイサービスの利用とか、この配食サービスそのものは、日中の食事の提供ということになるものですから、デイサービスを利用する中で、デイサービスで食事をとっていただくというようなプランを重ね合わせながらですね、現在利用していただいているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、独居老人、それから老人のみ世帯、それだけではなくて、先ほど言ったような世帯でも、介護度等にもよるんでしょうけれども、ケアマネジャーの方ときちんと相談をした上でそういうプランをつくり上げれば利用は可能になってくると

いうふうに理解していいんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 条例規定の中では、高齢者単身ですとか、のみですとかといううたい方をしておりますが、日中だれもいらっしゃらなくなるというような、介護者がいないという状況の中では、そういった支援というものは当然出てくるということになってまいります。

（「いいです、わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほか、この目をございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、7目地域支援事業交付金。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金。

2目地域支援事業交付金。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金。

2項道補助金、2目介護給付費補助金。

3目地域支援事業交付金。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産利子及び配当金。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金。

2目過料。

2項雑入、1目第1号被保険者第三者納付金。

2目第1号被保険者返納金。

3目雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。450ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2項徴収費、1目賦課徴収費。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費。

15番。

●石澤委員 この介護認定審査会のことを聞きたいんですけど、どういうふうに行っているのか、ちょっと知らせてほしいんですけど。どういう内容でやっているのか。今変わりますよね、変わることで、認定の判断基準が変わってくると思うんですけど。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

ご承知のように、介護保険制度そのものには、平成21年度からの制度としては変更ありませんということが新聞等でも出されるんですが、今、委員おっしゃられるように、介護認定の内容そのものが若干変わってまいりました。それで、国の介護認定の変更点の説明の部分では、今まで、とかく認定の要件として余り重視されてこなかった、いわゆる認知症の部分の判定をどうするというようなことが、これは介護保険制度が始まってからずっとそういう課題を持っておりましたが、今回の見直しの中で、認知症に係る医師の意見書、あるいは認定調査というのが事前にされるわけではありますが、調査委員の特別に書き出した事項等がシステムの中に反映されるということが前提になりましたというお話がございました。それから、従来は、座ってる状態から立ち上がる機能をですね、何かにつかまればできるという、例えば座卓のテーブルがあって、そこにつかまって時間がかかっても立つことができるというものは、何かにつかまればというものが取れちゃって、自分で立てるみたいなことがですね、今回の変更点の中に出てまいりました。従来から調査されている調査員の中からは、家族介護者が日中いらして、家の中で生活されてる方と、それから、独居ですね、だれも手をかしてくれる方がいらっしやらないという中で生活をされてる方との認定調査における正確なものが出てこないんじゃないか、独居の場合はだれにも頼れないもんですから、結果的に何たかんだ、立ったり移動したりっていうことを時間をかけてやる、それで、介助者がいる場合はですね、じいちゃん、そこで待ってなさい、介助者が手をかしてやってくれるというような、現象面から言いますと、そういった矛盾点が今回の調査の中でも出てくるぞというようなご意見も実はございました。大きくは制度上は変わってないといいながら、今回の介護認定のシステムそのものが一部変わってきたぞというのはおっしゃるとおりでございます、これは、19年度、20年度にですね、国はモデル調査というものを実際にやっております、私どもも平成20年度、モデル調査のケースをですね、直接出して、厚岸のケースとしてこういう調査内容が出ましたというようなことも、調査事業に参加をいたしました。それで、やり方はですね、施設介護ですね、特別養護老人ホームでありますとか、グループホームでありますとか、老人保健施設でありますとかいう、何万件というケースをですね、48時間、生活にかかる時間数をチェックする調査員がついて、この動作に5分、この動作に10分、トイレに30分とかという時間を積み上げて、実はモデル調査を、事業をやりました。結果的に、古い認定方法と新しい認定方法では、変わらない方が6割、それから、新しい認定方法でいくと、従来よりも介護度が軽くなるという方が2割、それから、重くなるという方が2割というような報告がされております。実際に、4月1日以降の介護認定の新規の方、更新の方含めて、4月1日以降は新しい認定システムの中で動いていくこととなりますので、実際にそういう方々がどういう判

定が出るのかということについては、私どもも、今後の結果としていろいろ注目をしているという状態でございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 今の話聞いてて思うんですけど、認定のやり方が、今までは、第1次審査、第2次審査ありますよね、第1次審査のところの項目が大分変わったようなんですけど、コンピューターのシステムが先になって変わってきたと思うんですが、それはどうですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） おっしゃるとおりでございます。第1次の判定のものというのがコンピューターに調査した項目等を打ち込む中で第1次判定がされていくと。その第1次判定の内容も含めて、審査会で第2次の判定をするという流れでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 その第1次判定で削減されるものっていうのがありまして、火の不始末、幻聴、それから幻視、暴行、暴言、不潔行為、食べられないものを口に入れるとか、ひじ関節の萎縮、足関節の萎縮、褥瘡、皮膚疾患、自分で水が飲めるか、量は適正かなどなど、こういうものが削除されているんですが、これでも、ちゃんとした判定ができるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時43分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 時間をとらせまして申しわけございません。委員ご指摘の、いわゆる第1次判定のコンピューターの判定項目からいろんなものが、いろんなものという言い方は失礼ですが、ご指摘がありました、ひじ・足関節の動作の部分も含めて、火の不始末等の項目が減ってるというところのお話でございますが、従前の第1次判定に使っておりました項目は82項目ございました。それで、先ほど申し上げました、いわ

ゆるモデル事業ですね、システムを整理をしていくことを目的に、19年、20年で行いましたモデル事業の中では、28項目、項目ちょっと、どれとどれというお伝え方できませんが、110項目に増やしてですね、モデル事業を行っております。それで、その後、国のシステムを研究をする研究会のほうで、いろいろ不要なもの等を整理をした中で、最終的には74項目に整理をいたしましたということでございますので、旧判定の項目からいきますと、8項目減ったということでございます。国の説明でいきますと、単純に、旧システムから8項目を減らして項目を削ったわけではないという言い方でございますが、判定システムそのものを見直しをした中で、必要な項目、それから必要でない項目の整理をしたという説明でございました。私どもも、平成20年度にモデル事業で参加した内容で申し上げますと、この74項目で実施したケースの中では、従前と変わらないというものが大半でございましたが、中には、先ほど申し上げましたように、重く出てくるといふ例もありますし、軽く出てくるといふ例もございました。そういう意味で、このシステムが介護認定において、現時点で身体の状態を正確に反映しているかどうかという意味ではコメントできる立場にございませんが、4月以降、実際に動き出します判定の状況、それから、第2次判定は審査会の判定でございます。そういう意味では、第1次判定が動かないというものではなくて、医師の意見書、それから調査員の調査しました特記事項等を参考にして、どこまで現状に、現状といえますか、その内容を反映できるかというところが従来と違うところになってまいりますので、その結果を私どもも蓄積できるデータとして、今後参考にしていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 第2次審査できちっと対応してもらえるならそのほうがありがたいですし、ちゃんとやってほしいと思います。どうしても、要支援という形になったりすると、デイサービスの場合は週1回とかに限られてしまって、せっかく回復していったのがどんどん悪くなってしまうということもありますし、厚岸は、この前教えてもらったんですけど、介護度2くらいからどっと支援に出てくる回数が多いようで、要支援でかかっている方っていうのが少ないんですよ、デイサービスとかも。何か50%ぐらいの利用度になっています。それで、早く対応していればそれ以上進まないっていうこともありますし、それも含めてそういう対応をしてほしいと思います。

あと、さっき言ってましたけど、どうしてもひとり暮らしだったら自分で動きますよね、何とかしよう。それが結果として、その人にとってマイナスの支援になってしまっては困るのでね、だんだん自分たちも年とってきます。これ、やっぱり元気のいいうちは介護のことなんて考えないんですよ。でも、いつか自分の身に降りかかってくるし、自分自身もそうなるかと考えたときに、安心して暮らせるっていうことがとっても大事なので、今そしてこの認定っていうのは、その人が人間として生きていくための大切なものですから、しっかりその辺をやってほしいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員おっしゃるように、介護から要支援になった場合という心配も、これは事業者のほうからも出ております。今まで家の中でベッドをレンタルして利用できたものですね、できなくなるというようなこともですね、含めて、実際には心配の課題として挙がっております。そういったことを総体的に受けとめながらも、介護認定審査会そのものは、調査員が調査した項目に基づいた第1次判定。第2次判定の中で医師の意見書、それから調査員の特記事項、その具体的なものですね、自分では立ち上がったんですけども、その経過で、こういう、時間が必要以上にかかる、あるいは、結果的にそのことで次の家の中の生活のですね、どんなことに支障が出てくるんだとかっていう具体的なものが求められるものですから、そういった特記事項がどのぐらい反映されるかということも含めて、私ども、データとして蓄積をしながら、今後進めていかなきゃいけないなというふうに思っておりますが、おっしゃられるように、私どもは、介護が必要だからサービスを受けていただければいいということではなくて、おっしゃられるように、介護にならない、あるいは、介護度を進めない、重症化させないということもですね、一方では大きな事業を進める側での責務でもございますので、おっしゃられることをしっかり受けとめさせていただいて、次期、21年度からのですね、業務の中で努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 15番さんいいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） この目でございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

2目認定調査等費。

4項1目趣旨普及費。

6項1目地域密着型サービス運営委員会費。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費。

2目施設介護サービス給付費。

3目居宅介護福祉用具購入費。

4目居宅介護住宅改修費。

5目居宅介護サービス計画費。

6目審査支払手数料。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費。

3項1目高額医療合算介護サービス費。

4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費。

2 目任意事業費。

5 款介護給付費準備基金費、1 項1 目介護給付費準備基金費。ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1 号被保険者介護保険料還付金。

2 目償還金。

8 款1 項1 目予備費。ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 474ページから477ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

22ページ、第1条の歳入歳出予算について、478ページ、事項別明細書、479ページ、歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入。

2 目施設介護サービス費収入。

2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入。

3 項1 目自己負担金収入。

- 5 項自立支援給付費収入、1 目障害者短期入所介護給付費収入。
- 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。
- 7 款1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。
- 8 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金。
- 9 款諸収入、1 項1 目雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。
歳出に入ります。
1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費。
489ページ。3 目訪問入浴介護サービス事業費。
4 目短期入所生活介護サービス事業費。
7 目包括的支援事業費。
8 目障害者介護給付事業費。
2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。
10番。
- 谷口委員 現在、特老の待機者はどのくらいいるんですか。
- 委員長（音喜多委員） 特老施設長。
- 特老人ホーム施設長（桂川施設長） 現在の特老待機者数であります。3月1日現在で、全体では90名、それと、以前からお話ししてます重度の方、4と5の方合わせまして43名いらっしゃいます。
- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 この待機者なんですが、これは町内の待機者ですね。厚岸町内の、居住の待機者で90名、それとも町外も含めて90人ということですか。
- 委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。
- 特老人ホーム施設長（桂川施設長） 今お話ししました数字につきましては、管内含めましての数字でありまして、厚岸町内だけでいきますと、全体で84名、重度の方、4と5の方は40名というふうになっております。
- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 84名のうち、この全部が84名、それから40名の人たちすべてが、これ、心和

園に入所を希望しているという方々がこの数ですか。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） お話しのとおりであります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今年度、増床がありますけれど、今年度ほとんど入所、使える状態ではないですよ、建築年ですから。そうすると、今この傾向は、大体横ばいなんでしょうか、それとも、まだ増えているんですか、この待機者は。

●委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） 大体横ばいと考えてよろしいのかなというふうに考えております。といいますのは、先ほどの12月の段階では94名でしたけれども、数字見ると、それほど大きな増にはならないのかなと。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この4、5の方々が40名いると、町内で。今待機しているこの4、5の待機者の中での待機期間なんですけど、これは、長い人は何年ぐらいなんですか、申し込んでから。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） 数字は拾ってないんですが、一人一人全部チェックしなきゃならないもんですから、どうしても必要であれば用意しますが。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ただ、ある意味、優先度がありますよね。そうすると、わざわざ4、5を今分けてお話しされているわけですから、そのあたりの人に優先して入所をしていただくということになるし、家庭環境もありますからその辺も含めて対応されると思うんですけど、やはり今いろいろ問題になっているんですけれども、だんだん老老介護だとか、あるいは息子夫婦、娘夫婦、いろんな形で、親子で介護をすとか、そういうのが続いていますけれども、その大変さがやっぱり今、社会問題化して、下手すると命の問題にまで発展している場合もあるわけですよ。そうであれば、やはり実態はきちんと我々にわかるようなものを示していただかなければ困ると思うんですよ。40名が3年待っているのか、5年待っているのか、10年前から申し込んでいるけどまだ来ないのか、

その人が今幾つになっているのか、待っているうちに、違うほうで迎えに来るのか。そういうこともきちんと押さえなければならぬと思うんですね。そういう点では、やはり、この40名の実態っていうのはある程度明らかにしていただかないと私は困ると思うんですが。

●委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） その方々の入所につきましては、年1回、入所判定会議というのを開いていますが、その中で、4と5の方々を中心に判定委員会を開いています。それで、ある程度その方々の状況とかを調べながら判定会議を開いているんですが、私、前にもちょっとお話ししたことがあります。順番をつけるのではなくて、優先度、要するに、特に今の人数でいきますと、40名の方で、特に優先しなければならない方、何名、その次に来る方、何名という形で考えております。これに順番をつけてしまいますと、つける側も大変ですし、つけてしまうと、今度、入所をさせようというときに、やっぱりその順番がある程度優先されますので、ただ、その段階ではまた、次の段階の人がもっと悪い状況になってくるというケースもありますので、そういうことを加味しながら、順番をつけずに優先度であらわしながら、その入所に入る事態になったときに、もう一度何人かの方に当たるというふうな形ではやってはおります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、施設長がお話しになった内容は、私だってわかるんですね。やっぱり緊急度がありますから、その都度、どういう人に入っていただくかと、そういえば、今度は、待って入れるんだからずっと待って入れるんでないかということになってはやはり困るんですね。それと、お年寄りの状態というのがやっぱり日々変わるわけですよね。昨日までいろんなことができたとしても、次の日にはもうできなくなる、リハビリだとかいろんなことをやって回復される場合もありますけれど、そういうことを加味したとしても、もう4と5に判定をされているわけでしょう。それが40名いるということになると、実際、今回の増床をしても、まだまだ足りないというのが実態ですよね。逆に言えば、安易にこれから増えることがあっても、減る可能性はほとんどないというのが実態ではないのかなというふうに思うんです。そういうものを明らかにしながら、やはり、さらなる増床だとか、あるいは、これは町の病院のほうもできますけれども、病院のほうの病床をどうしていくのかということも含めて考えていかなければならないと思うんですね。ですから、そういう実態をやっぱり明らかにして、今の実態はこうなんですということを示していただきたいというのが私の願いなんです。どうでしょう。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） 内容につきましては、今、ご質問者お話しされてること、私もそのとおりだと思います。そういう中で、何年も待ってる方も確かにいら

っしゃいます。でも、そういう方にも必ず一度また声をかけています。今、状況はどうですかというような形での声はかけておりますので、確かに何年も待つ方いらっしゃいますけど、決して、そういう方はまた後に回すということではしておりませんので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。

そして、この方々の内容について明らかに知らせるべきだということなんですが、基本的に名前は出せませんので、内容的には、この方はこういう家族構成で、内容的にはこうだというような形ではお示しはできますけども、そのような状況でもよろしいかどうか。ですから、中身的には大体同じような方も結構いらっしゃいますので、見てもなかなかちょっとわかりにくい面もあるのかなという気がします。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 私ね、そういう細かいことをね、知ろうっていう気はないんですよ。ただ、介護4、5にもう認定されているわけでしょう。そして、やっぱりそういう、もう入所する基準ありに、基準をクリアしているということになると思うんですよ。そうであれば、今の実態がこうだと、その人の状況がどうだっていうより、実態が、施設がこういうふうには不足して待機しているわけですから、4、5の人が、言ってみれば、何年待機している人が何人いるのか。10年待機している人が3人でも、9年の人が5人だとか、8年が6人だとか、そういうのでいいんですよ、そういう実態を示していただきたいと。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老人ホーム施設長（桂川施設長） そのような形でお示しさせてもらいたいと思います。

（「今回はいいよ、だから。次期定例会まで」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。特老施設長、いいですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 10番さんも、いいんですか。

（「はい。だから、次期定例会にね」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次期定例会までに、この今言われた趣旨を理解して出すということでもいいですね。施設長ね、いいですね。

じゃ、この目でございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。
2款1項1目予備費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 503ページから505ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第9号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。24ページ、第1条の歳入歳出予算について、506ページ、事項別明細書、507ページ、歳入から進めてまいります。

- 1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料。
- 2目普通徴収保険料。
- 3款繰入金、1項1目一般会計繰入金。
- 5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金。
- 2目過料。
- 3項雑入、1目滞納処分費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳出に入ります。
1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
- 2項1目徴収費。
- 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金。
- 4款1項1目予備費。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

10番。

- 谷口委員 厚生労働省が17日に、この後期高齢者医療制度に関する有識者検討会議を開いて、制度見直しに向けた最終報告をまとめたということですが、今後、どのような検討がこれについてなされていくのか、今、非常にこの後期高齢者医療制度に対するいろんな問題が出ているわけですけれども、それらについて、町としてどのようなことが今までに押さえられているのか、ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 今現在私どもでとらえている21年度の状況を申し上げますと、昨年度、いろいろと年度途中で制度改正がございました。保険料の軽減につきましても7割から8.5割軽減。それで、21年度につきましても、その分の所得が58万円以下の部分については日割軽減というようなこと、それから、所得割についても5割軽減すると、こんな内容の変更がとられてございます。また、普通徴収の対象者の拡大につきましても、去年は一定の条件、滞納がないですとか、年収が180万円以下とかというような問題の条件がついていましたけれども、21年度以降につきましても完全に選択制になるというようなこととございます。あと、当初打ち出されておりました終末期相談支援料ですとか、今のところ凍結されていると、この辺の検討はもう少し先の話で検討されるというような話にはなっております。

また、あと、広域連合と市町村の役割の分担化がきちっと明確にされてきているというようなこととあります。あと、細かい点でいきますと、自治体独自の医療助成制度につきましても、助成の事業のあり方等について検討されていたということ、それから、資格証明書の話の中では、全国会議において広域連合ごとに統一的な運用基準を設けるという中で実施していくというような内容とございます。あと、細かい点はちょっとありますけれども、今現在私どもでとらえている状況とございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 けさの道新を見ますと、年収のことだとかそういうのは論外なのかなっていう気もするんですけど、ただ、年齢によって医療差別を導入するっていうことに対しては、やはりいろんな問題があるんじゃないのかなと。そして今度は、厚労省なんかは、前期も後期も一緒にしてしまおうとかね、そういうことになってくれば、前期の人の今度医療差別につながりかねない状況が生まれてくる可能性もあると思うんですよね。ですから、年寄りだけの囲い込んだ医療制度について、サービスはその枠内でしか医療サービスは提供しないということに対する不満というのはやっぱり非常に大きいと思うんですよね。ですから、治る病気も、途中で打ち切られてしまうと。そうでなくても今は、病院からどんどん出ていってくださいますというような状況になっているわけですから、こ

の制度が進められたことよっての高齢者医療差別を、今度は緩和したり、あるいは、私自身は後期高齢者の医療制度は撤廃すべきではないのかなというふうに考えますけれども、実際今動いている制度でありますから、そういう中での医療差別を許さないということになっていかなければ困ると思うんですよね。ですから、今、課長がおっしゃったようなことが、やはり上にきちんと届いていくという運動が、その自治体、広域連合含めて進められていかなければならないというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 質問者おっしゃるとおり、いろいろな問題を抱えた制度で出発いたしました。その中であっても、実際に制度が動いているという状況の中では、我々が今できることは、今その制度の中で、混乱のないような、被保険者に対して迷惑のかからないような事業運営をしていくということに尽きるかというふうに思います。ただ、私ども、実は年に何回か厚労省の役人さんが来まして、制度の改革についての説明会とかが開かれます。そのときはやはり、末端の窓口の混乱状況というものを、やはり声を、それこそ怒号に似たようなことですね、訴えていくと、私どもも同感な意見を持っていますし、変えるたびにですね、中央は簡単に説明会を開けというようなことで言ってきます。でも、私ども、いろんなことを窓口で対応していく中で、説明会がどれだけの効果があるんだというようなことよりも、やはり一人一人に対する説明をやはり重視している状況であります。そんなことですから、あくまで現制度の中で私どもができる範囲の中で努力してまいりたいというふうに考えております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成21年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出、9ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。

2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金。

2 目他会計補助金。

4 目雑収益。

以上で収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

第1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。

2 目配水及び給水費。

4 目総係費。

5 目減価償却費。

6 目資産減耗費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。
3 目消費税及び地方消費税。
3 項特別損失、3 目過年度損益修正損。
4 項予備費、1 目予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、1 ページにお戻り願います。
第4 条、資本的収入及び支出、13 ページをお開き願います。
資本的収入から進めてまいります。
1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。
5 項工事負担金、1 目工事負担金。
6 項補償金、1 目補償金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。ございませんか。
2 目総係費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 3目メーター設備費。
5目工事費負担金。
2項企業債償還金、1目企業債償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、2ページにお戻り願います。
第5条、企業債。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできな
い経費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、8条、他会計からの補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第9条、たな卸資産購入限度額。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5ページからは資金計画です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 6ページから8ページは給与明細書です。ございませんか。
総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成21年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

次に、第3条、収益的収入及び支出、11 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。

2 目外来収益。

3 目その他医業収益。

2 項医業外収益、1 目受取利息及び配当金。

2 目患者外給食収益。

3 目その他医業外収益。

4 目他会計補助金。

5 目雑収益。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。

2 目材料費。

3 目経費。

13番。

●室崎委員 これはたしか、この前の補正のときにお聞きしたんだと思いますが、1 ページ目の第2条の入院患者数がですね、病床がフル回転したときの人数で記載するというふうになっているというお話を聞きました。それは、ことは今までの実例から見てこうなるであろうではなくて、地方交付税やいろんな関係があるので、この病床に関してはこれだけの能力を持っているというものが上げるんだと、そして考えるんだというお話しでしたよね。そのことは、経費だとか、その前の材料費だとかも全部入るんですけど、そこでは全部そういうふうに見て計上するということになるわけですね。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 経費、材料費、人件費は当然なんですけれども、基本的に

決算見込みを既に、先般、決算見込みというか、補正予算を樹立していただきました。かかる経費、病院がかかるであろう経費をすべて支出で見込んでございます。ですから、そういう意味で、収入財源としては、入院患者、外来患者で調整をさせていただいている。残念ながら、当初予算で、委員おっしゃいますとおり、町の地方交付税等々、特別交付税等々の決定、さらに、ことしの地方医療に対するいろんな国の支援もですね、あるようですけれども、それが明確でない中では、そこを当初予算から組み込むことができなかったということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それでですね、あともう一つ聞きますが、節で言うと18節になりますか、諸会費というのが出てますね。ここに医師会会費っていうのが出てくるんですが、これは病院が医師会に加入していると、そういう意味ですか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 医師会の会費につきましては、基本的に個人に帰属いたします。ですが、実はですね、病院が医療を行う中で、医師会の同意を得なきゃならない産業医、もしくは研修医等々ございます。それは、医師会に入っていないければ、逆に言うと、その証明がいただけないわけでありまして、また、産業医をとる段階では医師会に入っていないととれないんです。実は、昨年度、内科医師、1名産業医いるんですけども、それと、今年度の予算の中では、ちょっとですね、それぞれの経費を一応見込んでございます。しかし、産業医をとった段階で、産業医が2人、3人いてもいいんですけども、病院としては1人でいいわけでありまして。そうすると、その2人、3人の産業医の廃止はですね、5年に1回更新っていうのがあるんですけど、そのときには、いわゆる日本医師会、道医師会、新医師会という、そこに属してなきゃならない項目になってございます。ですけども、病院の業務に影響のある部分、特に最低でも1名と言われました。実はこの案件につきましては、過去においては1名、すべての医師の分を見てたんですけども、去年、おとしあたりは1名ということで、院長格の者を1名ですね、医師会の会費については持つ、それは税務上も認められると。でなければ、あとは個人の所得に帰属するということを言われてまして、新年度予算ですね、去年とった、申請した方の予算をちょっと載せっ放しになっています。これは本当はやめちゃいけないんですけども、新年度の段階において、年度年度ですから、契約については、医師会の所属については。そんな意味では、予算としてはですね、今までの20年度実績を見させていただいたということでもありますけども、基本的には、この医師会の会費については個人に帰属する、病院としての業務として使う以外についてはお支払いをしないという形で取り進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっと今、最後のところがわからなかったんですが、そうすると、この31万2,000円というのが、どうしても病院として必要な部分であるというふうに理解すればいいんですか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 産業医の取得、さらには検診医の取得の関係で、昨年度は更新時期にありました。それで、昨年度で25万円程度かかっていたと思います。それと、新規に入ってくるドクターの分が3人より持っています。その分を見て予算化したということでありまして、これは、途中段階ということは、今医師会とお話の中です。ね、できるということでもありますので、その更新のときに受けたものを継続することではなくてですね、さらにこの分については脱会をさせていただきたいと思っています。ですから、予算としてはその分を決算見込みの中に見た数字を載せさせていただいていますので、増えた形になっておりますことをご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、最終的にきちんとすれば31万2,000円はかからないと。幾らになるんですか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 18万4,000円に相なります。ですから、そういう形の中で、決算見込みについて横ばいに見させていただいたことでもありますので、これについては今後の中で、脱会後に減額措置をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 当初予算で最初から、この数字は実は違うんだというようなことを言わなければならないような計上の仕方っていうのはやっぱり問題あると思うんですよね。それで、それについてはわかりましたので、大体、いつの補正あたりで補正されることになりますか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 6月補正等は考えてございませんので、早くて9月というふうに考えております。遅くとも12月に整理していきたいと思っています。

●委員長（音喜多委員） いいですか。この目でございせんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

4 目減価償却費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5 目資産減耗費。

6 目研究研修費。

2 番。

- 堀委員 いきなり飛ばされたんで、しゃべるところがなくなるんでないかと思ってびっくりしたんですけども、私のほうで聞きたいのはですね、さきにお配りされました町立厚岸病院改革プラン、これが示されたんですけども、その中で、5 ページですね、研修医、研修生等の受け入れの状況というのがあるんですよ。この研修生の受け入れなんですけども、医科大学分として平成19年度には札医大が10人と北大の医学部が5人の計15人と。20年度には札医大のほうで1人で、自治医科大学のほうから3人来ての4人というふうになっていますね。まず、減った理由というのを聞きたいと思うんですけど、その前に19年度の研修生の研修項目というのかな、どのようなことの目的でこちらのほうに研修に来たのかというのからまずお聞きしたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 研修の学生については、いわゆる地方の僻地医療です。その中で、基本的には3日から1週間、2週間、1カ月というようなカリキュラムがございまして、そんな中でですね、特に医学生については医師の指導のもと、外来含め、入院病棟含め、医療を学ぶ、僻地医療を学ぶというカリキュラムが、研修担当の医者のもとにやっておられます。

それと、あと、理学療法については、これは2カ月間、これは理学療法の技術を学ぶ、助手的なこともありますけども、基本的技術を学ぶ。薬剤師については、薬局長のもと、その薬剤生が、薬の配合等々のことも含めて実習を受ける。基本的には、この医学研修については、すべて実習が基本になってございます。その他についても実習が基本になっております。

以上です。

- 委員長（音喜多委員） 2 番。

- 堀委員 それで、その19年度に15人、医科大学分だけでいいんですけども、19年度に15人来たものですね、札医大のほうも1人しか来なかったと、北大のほうは全然来なかったと。これは何か理由とかというものはあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これはもう学生の希望もあるわけでありまして、それと、自分がやっぱり、その地域にいる、ここにいる先生について学びたいことというのがあるわけでありまして、そんな意味で、特にこの19年度の部分については、やはり指導医という方がいました。要するに、学生を指導する指導医です。その方々のところに多くの学生が寄ったということでもあります。院長も含めて指導医を持ってない方は別なんですけれども、内科の指導医の優秀なドクターがいたために、こういう形になったということでご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 医者の確保といったものを考えたときには、やはりこの研修生の段階から、いかにその研修として病院の魅力というものを研修生のほうにもわかってもらえるし、そして研修医としてもわかってもらい、最終的な医者の確保というものにつなげていかなければならないのかなというふうに思うんですよね。そういった中で、今、僻地医療の関係での研修ということで、厚岸町ではお茶の間懇談会というものを、18年度、19年にやられてますよね。私はてっきり、そういうものを学びに、そういう地域と医療との連携というかですね、そういうものを学びに来るのに、これだけ19年度には来た。来たけれども、研修として何か魅力がないとか、そういうような思いというものが、何か研修生のほうにも、要はこういうことでリピーターという言葉を使うのもあれなんですけれども、研修生同士での上級生、下級生との中で、情報交換の中で、厚岸に行くと、何かこういう地域、僻地医療に関してのそういう有意義な研修ができるぞとかという、そう思いというものをさせるだけの研修というものがさせれなかったのかなというようにも思うんですよね。

そこで、20年度これだけ減ったというものを考えたときには、やはり地域医療として、その研修生、研修医のほうにもですね、厚岸町としてこういうものを行っているんだと、あと、積極的に具体研修に来ていただけるような、そういう施策というものが必要だと私は思うんですよね。例えば、18年、19年にやったものというものをですね、もっともっと厚岸町の中でもっと広げると。この中で書いているのは、3ページの(3)、保健予防健康づくり活動と町民への医療意識の向上ということで、ここでは各自治会や任意団体が対象にということでやっております。やはりそれをもっと広げて、当然各自治会ですから、本来は全町民ということになるんですけども、やはり開催するときというものの町民参加というものをもっともっと呼びかけていくと。それは、広報とかだけじゃなくて、病院の先生方も医療のときにそのパンフレットを渡すとか、また、医療につながるような例えば福祉部門の職員、ないしは、そういうようなものでもですね、もっともっと来てもらう、もっともっと活発な意見というものをその中で出していただく、そういう全庁挙げてのこういうものへの盛り上がりというものをつくるということでも、ひとつそういった中では研修生に対しても魅力提起ということにはなるのかなと。そういっ

たものをやっぱり考えたときには、町立病院としても、やはりそういう魅力提起なものというものをもっともっと考えていってもらいたいと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） もう1点、20年度減った理由というのは、逆に、この段階において研修医の1名を受け入れているという状況があります。ですから、そういう意味では、学生まで受け入れの体制がちょっと及ばなかった、ドクター自身の数は変わってないんですけども、その中に1名研修医がいたということでもありますので、その方の指導もありますし、学生の指導となると、そこまで手も回らなかったということもちょっとあるのかなと補足しておきます。

基本的には、このお茶の間の医療懇談会にこの研修学生等々が来ましたら必ず出ています。ですから、そういう意味でやっているということも含めてここの地区を選んでいただいているのかなと。ただ、これは、ここに書いているとおり、20年度が急に減った、研修医を受け入れたという経過もありますので、これは21年度以降継続してまいりますし、相手方の意向もありますけども、研修医についても、逆に言うと、1カ月単位でこれから入ってくる予定もありますので、でこしゃくはありますけども、この流れというのは、体制でいきたい。今、委員の言われていることを含めて、我々はいろんな、福祉も含めて、隣のあみかも含めて進めているつもりでありますけども、今の意向を十分意見としていただきながら、今後ともそういう形の中で物事を進めてまいりたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。

2 目医療技術員確保対策費。

3 目雑損費。

4 目消費税及び地方消費税。

5 目繰延勘定償却。

3 項予備費、1 目予備費。

次に、1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出。16ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。

2 目国庫補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。
2 項企業債償還金、1 目企業債償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、2 ページにお戻り願います。
第 5 条、一時借入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第 7 条、他会計からの補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第 8 条、たな卸資産購入限度額。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第 9 条、重要な資産の取得及び処分。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 6 ページは資金計画です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 7 ページから10ページは給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、本予算審査特別委員会に付託された予算10件の審査は全部終了いたしました。
よって、平成21年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時51分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

平成21年度各会計予算審査特別委員会

委員長